

貸出

貸出金の業種別構成

連結

(単位:百万円)

区分		平成11年9月末	平成12年3月末	平成12年9月末
国内	製造業	3,644,746	3,596,729	3,718,927
	第一次産業	116,698	70,579	70,154
	建設業	1,609,437	1,722,341	1,742,835
	卸売・小売業、飲食店	3,747,520	3,671,721	3,726,523
	金融・保険業	2,319,641	2,116,775	2,028,315
	不動産業	5,030,931	4,910,518	4,878,763
	運輸・通信・その他公益事業	1,219,671	1,231,997	1,315,338
	サービス業	4,984,135	4,883,414	4,881,083
	地方公共団体	95,370	104,298	80,657
	その他	7,350,260	7,056,217	7,395,486
	合計	30,118,414	29,364,595	29,838,086
海外	政府等	181,996	159,624	200,657
	金融機関	283,039	213,870	177,781
	商工業	3,663,393	3,191,607	3,107,945
	その他	19,354	11,182	7,617
	合計	4,147,783	3,576,285	3,494,001
総合計		34,266,197	32,940,880	33,332,087

(注)「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社です。

単体

(単位:百万円)

区分		平成11年9月末	平成12年3月末	平成12年9月末
国内店	製造業	3,549,889	3,503,080	3,647,082
	第一次産業	108,873	62,571	62,847
	建設業	1,532,023	1,643,547	1,666,105
	卸売・小売業、飲食店	3,609,167	3,529,773	3,588,316
	金融・保険業	2,441,371	2,325,102	2,201,765
	不動産業	4,408,560	4,318,381	4,324,452
	運輸・通信・その他公益事業	1,196,840	1,213,159	1,296,222
	サービス業	4,653,340	4,481,351	4,505,956
	地方公共団体	95,335	104,263	80,634
	その他	6,820,967	6,564,674	6,893,167
	合計	28,416,368	27,745,905	28,266,550
海外店	政府等	181,907	159,359	200,577
	金融機関	360,362	289,080	267,825
	商工業	3,656,819	3,162,658	3,054,715
	その他	3,937	1,556	1,170
	合計	4,203,026	3,612,655	3,524,289
総合計		32,619,395	31,358,560	31,790,839

(注)「海外店」には特別国際金融取引勘定分を含んでいます。

消費者ローン残高(単体)

(単位:百万円)

区分	平成11年9月末	平成12年3月末	平成12年9月末
消費者ローン残高	5,754,069	5,708,819	5,572,997
うち住宅ローン残高	5,247,495	5,216,757	5,096,011
うちその他ローン残高	506,574	492,062	476,986

中小企業等貸出金(単体)

(単位:百万円、%)

区分	平成11年9月末	平成12年3月末	平成12年9月末
中小企業等貸出金残高	20,243,448	20,199,108	20,031,224
中小企業等貸出金比率	71.24	72.80	70.87

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれていません。
2. 平成11年12月に中小企業基本法が改正され、中小企業の範囲が拡大されています。

海外向け債権および引当の状況(単体)

(単位:百万ドル)

区分	平成12年9月末									
	与信残高(トランスファーリスク・ベース)					引当金額		引当率(%)		
	平成12年 3月末比	ソブリン	日系	非日系	金融機関	平成12年 3月末比	/	平成12年 3月末比		
海外合計	35,661	3,754	5,966	9,124	15,533	5,038	484	81	1.4	0.4
アジア計	9,373	87	1,270	1,813	5,039	1,251	377	79	4.0	0.9
うち香港	2,393	146	85	338	1,918	52	34	8	1.4	0.2
うち韓国	1,899	535	1	9	963	926	12	6	0.6	0.2
うちシンガポール	1,201	11	207	501	469	24	8	3	0.7	0.3
うち中国	1,142	291	521	472	132	17	52	35	4.6	1.5
うちタイ	970	20	164	265	433	108	22	18	2.3	1.7
うちインドネシア	655	116	63	100	407	85	202	54	30.8	2.4
うちマレーシア	479	38	113	116	244	6	19	3	4.0	0.9
うちインド	283	3	82	12	175	14	17	12	6.0	4.3
うち台湾	259	137	7	—	242	10	1	9	0.4	2.1
うちフィリピン	83	18	26	—	56	1	0	0	0.0	0.0
中南米計	823	10	69	250	125	379	1	5	0.1	0.6
うちブラジル	484	43	1	210	8	265	1	0	0.2	0.0
うちメキシコ	47	28	12	—	11	24	0	4	0.0	5.3
東欧計	292	85	132	5	120	35	12	7	4.1	0.9
うちスロバキア	94	13	60	—	34	—	11	0	11.7	1.4
うちハンガリー	48	6	—	5	33	10	0	0	0.0	0.0
うちロシア	1	5	—	—	1	—	0	6	0.0	100.0
北米計	12,013	1,325	2,148	3,637	5,181	1,047	40	8	0.3	0.1
西欧計	11,073	2,501	2,090	2,629	4,553	1,801	28	7	0.3	0.1
その他地域計	2,087	64	257	790	515	525	26	11	1.2	0.5

- (注) 1. トランスファーリスク・ベースとは、与信の最終リスクの負担者の所在国に基づいた実質リスクベースの意味です。
 例えば、日系企業の母社保証付与信は日本リスクとしています。
 2. 与信残高は、貸出金、有価証券、支払承諾見返、与信資金放出等であり、地場通貨貸与信を含む実行残高を計上しています。
 3. 引当金額には、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金、一般貸倒引当金が含まれています。
 4. 直接減額を404百万ドル行っています。

リスク管理債権

連結

(単位:百万円)

区分	平成11年9月末	平成12年3月末	平成12年9月末
破綻先債権額	121,983	87,296	92,045
延滞債権額	1,625,117	1,661,933	2,097,955
3か月以上延滞債権額	131,755	79,208	67,436
貸出条件緩和債権額	277,115	374,880	165,123
合計	2,155,972	2,203,318	2,422,561

単体

(単位:百万円)

区分	平成11年9月末	平成12年3月末	平成12年9月末
破綻先債権額	94,343	73,004	74,956
延滞債権額	1,527,145	1,436,070	1,894,022
3か月以上延滞債権額	55,333	40,302	24,856
貸出条件緩和債権額	228,085	334,706	119,105
合計	1,904,908	1,884,083	2,112,939

各債権の定義 「破綻先債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち破産法、会社更生法、民事再生法等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金。
 「延滞債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金を除いた残りの貸出金。
 「3か月以上延滞債権」：元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金(除く、)。
 「貸出条件緩和債権」：経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出金(除く、)。

金融再生法に基づく開示債権の額(単体)

(単位:億円)

区分	平成11年9月末	平成12年3月末	平成12年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,659	1,908	1,818
危険債権	15,046	13,512	18,387
要管理債権	2,834	3,750	1,440
(小計)	(19,540)	(19,170)	(21,645)
正常債権	340,656	328,498	329,879
合計	360,196	347,668	351,524

各債権の定義 本開示債権は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第7条に基づき開示するものであり、同法第6条に基づき、貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び払込金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しています。
 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」：破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
 「危険債権」：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
 「要管理債権」：3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(除く、)。
 「正常債権」：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 から までに掲げる債権以外のものに区分される債権。